

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111
FAX 973-9819

国民健康保険課 ☎973-3177

① 後期高齢者人間ドック健診費助成事業について

後期高齢者医療被保険者を対象とする平成28年度人間ドック健診費助成事業の助成金額・受付日程・受付場所等が変わる予定です。詳細については4月下旬に郵送予定の長寿健診受診券同封の案内チラシをご確認ください。

② 国民健康保険一部負担金の免除、減免等に関するお知らせ

国民健康保険では、病院で支払う一部負担金を免除、減免等できる制度があります。

【対象となる世帯】

・世帯主が1年以内に失業または災害等により、生活が一時的に困難となった場合で、療養見込期間が3か月以内である場合を対象とします。

・国民健康保険税を滞納していないこと、又は滞納していることにつき特別な事情があると認められることを条件とします。

【お問い合わせ】 国民健康保険課

☎969-5347

③ 平成28年度はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧

利用券の交付について

うるま市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券の交付回数が変わります。

これまで利用券の交付は、追加交付を含め年2回（各12枚 計24枚）の交付を受けることができましたが、平成28年4月からは事業縮小のため追加交付がありませんので、年1回（12枚）の交付のみとなります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【利用券交付申請場所】

うるま市3階 事業係

【お問い合わせ】 国民健康保険課

☎973-4960

資産税課 ☎973-5394

① 家屋を取り壊した時の届け出について

家屋の全部または一部を取り壊した時は、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。地方税法の規定により賦課期日（毎年1月1日）が定められており、家屋を取り壊しても届け出が無ければ、翌年度以降も引き続き固定

資産税が課税される場合がありますので、早めの届け出をお願いいたします。

なお、届け出の様式については資産税課窓口またはホームページ上からのダウンロードにより入手できます。

※うるま市ホームページ↓行政↓組織一覧↓資産税課↓固定資産税の課税・手続き↓家屋の各種手続きについて↓滅失届書

② 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条の規定により、平成28年度「土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり納税者の縦覧に供します。

【縦覧期間】 4月1日（金）

～5月2日（月）

※土・日曜日及び祝祭日を除く

午前8時30分～午後5時15分

※正午～午後1時を除く

【縦覧場所】 資産税課（新庁舎1階）

【縦覧者】 うるま市内に土地・家屋を有する固定資産税の納税者（納税管理人も含む）、又はその代理人（委任状が必要）

（注）縦覧者は印鑑及び本人確認のための納税通知書、運転免許証等が必要です。

なお、納税通知書が4月14日までに届いていない方は、資産税課までご連絡ください。

【お問い合わせ】 資産税課

☎973-5394

もずく生産量日本一のうるま市ならではの商品を開発!!

商品開発プロモーション事業で、特産品のもずくを使用したメニューが開発されました。居酒屋ヒロにて販売しております。もずくを使用した料理につきましては、他の市内飲食店でも販売されているところです。この機会にうるま市内の飲食店で探してみてもはいかがでしょうか。もずくを生産量日本一を誇るうるま市のPRにつながるよう事業を推進してまいります。居酒屋ヒロ ☎973-6020

【お問い合わせ】 商工観光課 ☎965-5634



しめじともずくの Pasta 風（にんにく風味）